## 大津市都市再生推進法人の指定等に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、都市再生特別措置法(平成14年法律第22号。以下「法」という。) 第118条第1項の都市再生推進法人(以下「推進法人」という。)の指定等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(指定の申請)

- 第2条 法第118条第1項の規定による推進法人の指定を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、都市再生推進法人指定申請書(様式第1号)を市長に提出するものとする。
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。
  - (1) 定款
  - (2) 登記事項証明書
  - (3) 役員の氏名、住所および略歴を記載した書面
  - (4) 事務所の所在地および組織図、事務分担を記載した書面
  - (5) 前事業年度の事業報告書、収支決算書および貸借対照表
  - (6) 申請日の属する年度の事業計画書および収支予算書
  - (7) 大津市内におけるまちづくり活動の実績を示す書面
  - (8) 活動地域を示す図面
  - (9) 法第119条に規定する業務(以下「業務」という。) に関する計画書
  - (10) 前各号に掲げるもののほか、推進法人の業務に関し参考となる書類 (指定の基準等)
- 第3条 市長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、申請者が 次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、法第118条第1項の規定により、当 該申請者を推進法人として指定することができる。
  - (1) まちづくりの推進を活動目的としていること。
  - (2) 申請者または当該申請者の母体となっている組織にまちづくり活動の実績があること。
  - (3) 大津市内に事務所を有していること。
  - (4) 法第119条の規定による推進法人の業務の全部または一部を適正かつ確実に行う ために必要な組織体制や人員体制及び必要な経費を賄うことができる経済的基盤を 有していること。
  - (5) 関係する行政機関、活動地域内の申請者以外の民間組織等と十分な連携を図ることができると認められること。
  - (6) 大津市暴力団排除条例(平成23年12月19日条例第49号)第2条第1号に規定する暴力団でないこと又は同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団と密接な関係を有する者が所属していないこと。
- 2 市長は、申請者を推進法人として指定した場合は、都市再生推進法人指定書(様式第

2号) により当該申請者に通知するものとする。

(名称等の変更)

- 第4条 法第118条第3項の規定による変更の届出は、都市再生推進法人名称等変更届 出書(様式第3号)により行うものとする。
- 2 推進法人は、その業務の内容を変更しようとするときは、あらかじめ都市再生推進法人業務変更届出書(様式第4号)を市長に提出するものとする。

(事業の報告)

- 第5条 推進法人は、事業年度開始後、速やかにその事業年度の事業計画書および収支予 算書を市長に提出するものとする。
- 2 推進法人は、事業年度終了後、速やかにその事業年度の事業報告書、収支決算書および貸借対照表を市長に提出するものとする。

(その他)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この要領は、平成29年12月14日から施行する。